

「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」に関する Q & A

令和 2 年 12 月

目次

1. 対象データについて	3
(問 1) 「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と略)で対象としているデータ等について教えてください。.....	3
(問 2) データ等の生成に農業者の知見が寄与しているかどうかの判断はどのように行えば良いでしょうか。.....	3
(問 3) データ等を利用できる地域(産地)を制限することは可能でしょうか。.....	3
2. 要件化の対象について	4
(問 1) 農林水産省の補助金等について、ガイドラインへの準拠が令和 3 年度から要件化されますが、どのような利用規約が対象となりますか。.....	4
(問 2) ガイドラインへの要件化の対象となりうる農林水産省の補助事業等としては、どのような事業が想定されていますか。.....	4
3. スマート農機等のメーカー、ベンダーの方に向けた Q&A	5
(問 1) 要件化の対象となるシステムサービス契約が、ガイドラインで示されたどの類型に沿ったものとするべきか教えてください。.....	5
(問 2) システムサービス契約が、ガイドラインに準拠していることは、どのように担保することができますか。.....	5
(問 3) システムサービス契約がガイドラインに準拠していることについて、自社 HP やカタログ等にはどのように記載すれば良いでしょうか。.....	5
(問 4) ベンダー(メーカー)が、既に自社で定める「個人情報保護等の契約」を農業者と結んでいる場合においても、ガイドラインによる契約を新たに結ぶ必要はありますか。.....	6
(問 5) 要件化に対応するため、既存の契約ひな形を見直したいのですが、いつまでにどのような対応を済ませておく必要がありますか。.....	6
(問 6) ガイドラインに沿うようにするための、システムサービス契約の変更が難しい場合、要件化に対応していることにはならず、農林水産省の補助事業等の対象から外れてしまうのでしょうか。.....	6
4. 農業者の方に向けた Q&A	7
(問 1) 農林水産省の補助事業等を活用せずに自己資金で導入したスマート農機等を使用する場合には、ガイドラインに基づいて、契約を行う必要はありますか。.....	7
(問 2) スマート農機等の利用時に、それらとサーバー間が繋がっておらず、単に操作等をする場合には、ガイドラインに基づいた契約を行う必要はありますか。.....	7
(問 3) 国の補助事業の活用の有無にかかわらず、農業者がリース会社等からリースして利用しているスマート農機等は、ガイドラインの対象になりますか。.....	7

5. 契約の対象者について	8
(問1) スマート農機等の利用において、ガイドラインに基づき契約を行う者は誰になるのでしょうか。	8
(問2) 農業者Aが所有するスマート農機等を農業者Bが賃借して利用している場合、ベンダー（メーカー）は農業者A、Bどちらと契約を行うことになりますか。	8
(問3) 複数の農業者が1台のスマート農機等を共同で利用している場合、ベンダー（メーカー）は利用する農業者全員とそれぞれ契約を行うことになるのでしょうか。	8
(問4) 農業者がスマート農機等を複数台利用している場合、農業者とベンダー（メーカー）は機体ごとに契約を行う必要があるのでしょうか、それともまとめて1契約でよいのでしょうか（仮に機体のメーカーが異なれば、農業者はメーカー毎にそれぞれ契約を行う必要があるのでしょうか）。	8
(問5) 集落営農組織がスマート農機等を利用している場合、ベンダー（メーカー）は誰と契約を行うのでしょうか。	8
(問1) なぜガイドラインに基づき契約を行う必要があるのでしょうか。	9
(問2) 契約することによる具体的なメリットを示して下さい。	9
(問3) 契約書のひな形はありませんか。	9
(問4) 契約期間はどの程度が想定されていますか。	9
(問5) 契約後に、もしデータ流出などが発生した場合はどうなりますか（罰則等がありますか）。	9
(問6) 本件に関して質問がある場合の相談先について教えてほしい。	10
(問7) ガイドラインの普及を着実に進めるために、農林水産省の補助事業等における要件化の他にも、農林水産省において行う取組はあるのでしょうか。	10

1. 対象データについて

(問1) 「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」(以下、「ガイドライン」と略)で対象としているデータ等について教えてください。

(答) 農場等における病虫害発生状況や生育状況、温度、水位、飼養管理等の農業者の知見が寄与して生成され、記録・保存される情報(データ、画像、ノウハウ等)が対象となります。

(問2) データ等の生成に農業者の知見が寄与しているかどうかの判断はどのように行えば良いでしょうか。

(答) 例えば、特段熟練の知見を有しているわけではない農業者がトラクターを運転することによって、農機メーカーが取得することとなるデータなどについて、農業者の知見が何ら寄与していないと判断することは必ずしも容易ではありません。

特に、農業関係者にかかる判断をさせることは困難ですし、「データ受領者」である企業に無条件にかかる主張を許すと、法律に明るくない「データ提供者」である個人の農業者等が萎縮をしてデータの提供をためらうなどのケースが想定されるので、この特段の事情については慎重に判断することが望まれます。(ガイドラインデータ利活用編 p.69 脚注 参照)

(問3) データ等を利用できる地域(産地)を制限することは可能でしょうか。

(答) 可能です。

例えば、特定の地域(産地)外に流出させたくないノウハウが含まれるデータ等について、利用目的を「〇〇地域の農業の発展と生産性向上」と設定する場合は、地域外の農業関係者等に共有されることは想定されません(ガイドラインデータ利活用編 p.17、p.70 参照)。

また、データを提供する農業関係者が、データ受領者である企業に対して利用許諾を行う契約において、データ等を利用できる地域等を制限すること(例えば、「日本国内でのみ利用することを許諾する。')と規定することも可能です(ガイドラインデータ利活用編 p.19 参照)。

2. 要件化の対象について

(問1) 農林水産省の補助金等について、ガイドラインへの準拠が令和3年度から要件化されますが、どのような利用規約が対象となりますか。

(答) 農林水産省の補助事業等を用いて、スマート農機（トラクター、コンバイン等）、ドローン（ほ場の情報を扱うもの）、農業ロボット（搾乳ロボット等）、IoT機器（環境制御施設、自動給水栓、飼養管理機器等を含む）等（以下、「スマート農機等」と略）を導入する場合のシステムサービス（ソフトウェア）の利用契約が対象になります。

(問2) ガイドラインへの要件化の対象となりうる農林水産省の補助事業等としては、どのような事業が想定されていますか。

(答) 令和3年度予算概算決定時点で、ガイドラインへの要件化の対象となる可能性があることが判明している農林水産省の補助事業等は、農林水産省のホームページに掲載しておりますので、ご覧下さい。

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-23.pdf>

3. スマート農機等のメーカー、ベンダーの方に向けた Q&A

(問1) 要件化の対象となるシステムサービス契約が、ガイドラインで示されたどの類型に沿ったもの
とすべきか教えて下さい。

(答) 契約類型は導入するシステムサービスにより異なり、

- ①「データ創出型」、
- ②「データ提供型」、
- ③「データ創出型」及び「データ提供型」の統合型
の3タイプに分けられます。

複数の者が関与して新たにデータを創出する場合は「データ創出型」、データ提供者のみが契約
締結前からデータを保持している場合は「データ提供型」に沿った契約とする必要があります。

(問2) システムサービス契約が、ガイドラインに準拠していることは、どのように担保することがで
きますか。

(答) システムサービスの提供者が弁護士等と相談の上、自己評価を行います。

ガイドラインに示された取り決めておくべき内容のチェックリストと契約ひな形を農林水産省
ホームページに掲載しておりますので、ガイドライン本体と併せて御活用ください。

チェックリスト：

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-21.pdf>

契約ひな形：

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-22.pdf>

(問3) システムサービス契約がガイドラインに準拠していることについて、自社 HP やカタログ等に
はどのように記載すれば良いでしょうか。

(答) ガイドラインに準拠した製品・サービスであることについて、各社の HP やカタログ等で農業者
等に分かるよう工夫して掲載いただければ結構です。

例えば、ガイドラインの対象となり得る全ての製品・サービスが、ガイドライン準拠に対応済の
場合には、全製品・サービスがガイドライン準拠に対応済である旨、記載する方法も可能であると
考えます。

(問4) ベンダー（メーカー）が、既に自社で定める「個人情報保護等の契約」を農業者と結んでいる場合においても、ガイドラインによる契約を新たに結ぶ必要はありますか。

(答) ガイドラインの要件化は令和3年度から開始となるため、既に締結された契約について遡って適用されることはありません。

令和3年度以降、新たに農林水産省の補助事業等を活用してスマート農機等を導入する場合は、スマート農業事業者がデータを保管することとなるシステムサービスの契約について、ガイドラインに沿った内容としていただく必要があります。

(問5) 要件化に対応するため、既存の契約ひな形を見直したいのですが、いつまでにどのような対応を済ませておく必要がありますか。

(答) それぞれの補助事業等により異なりますが、例年、次年度の当初予算の公募は年明けの1月以降に開始されます。要件化により対応すべき内容は事業ごとに公募時に公表される公募要領等に記載されます。

要件化の対象となるスマート農機等については、提出すべき申請書類にガイドラインの準拠の要件化に対応していることが記載されたHPやカタログ等の写しを添付するよう求められることが想定されますので、それまでには契約ひな形の見直し、HPやカタログ等への記載等を済ませておいてください。

ガイドラインの準拠の要件化に対応した製品・サービスであることについて、各社のHPやカタログ等で農業者等に分かるよう工夫して掲載いただきますようお願い致します。

(問6) ガイドラインに沿うようにするための、システムサービス契約の変更が難しい場合、要件化に対応していることにはならず、農林水産省の補助事業等の対象から外れてしまうのでしょうか。

(答) 要件化の対象となるシステムサービスの契約のGL準拠に当たり、原則としてGLの契約ひな形と同じ内容か、GLの内容と齟齬がないと合理的に判断される範囲内の契約にさせていただくことになります。

それが困難である場合は、GLの趣旨に反しない範囲内で代替措置に変更したり、取り決める必要が無い（発生が想定されない）場合は、当該項目を契約内容に含めないこともできることとします。その際、GLの内容との差異を農業関係者等へ説明を行い、必ず同意を得て契約することで農林水産省の補助事業等の対象とすることを可能とする等、要件化の初年度である令和3年度は柔軟な運用となるようにします。

4. 農業者の方に向けた Q&A

(問1) 農林水産省の補助事業等を活用せずに自己資金で導入したスマート農機等を使用する場合には、ガイドラインに基づいて、契約を行う必要はありますか。

(答) 農林水産省の補助事業等を活用しないで自己資金で導入する場合はガイドラインの要件化の対象外であるため、ガイドラインに沿った契約内容とする必要はありません。

(問2) スマート農機等の利用時に、それらとサーバー間が繋がっておらず、単に操作等をする場合は、ガイドラインに基づいた契約を行う必要はありますか。

(答) スマート農機等を単に操作等するだけで、システムサービス事業者のサーバーやクラウドにデータの送信・保管が行われない場合はガイドラインの要件化の対象外であり、ガイドラインに沿った契約内容とする必要はありません。

スマート農機等からサーバー等に直接送信しなくとも、それらを用いて記録・保存されたデータ等を PC 等に取り込み、システムサービス提供事業者のクラウドやサーバーにアップロードする場合で、かつ、当該システムサービス提供事業者が受領したデータ等を保管し、さらに、農林水産省の補助事業等を活用する場合は、ガイドラインに沿った契約内容とする必要があります。

(問3) 国の補助事業の活用の有無にかかわらず、農業者がリース会社等からリースして利用しているスマート農機等は、ガイドラインの対象になりますか。

(答) リースについても農林水産省の補助事業等を活用する場合は、システムサービス提供者がデータを保管することとなるシステムサービスを利用しているのであれば対象となります。

5. 契約の対象者について

(問1) スマート農機等の利用において、ガイドラインに基づき契約を行う者は誰になるのでしょうか。

(答) スマート農業技術を活用して取得したデータを保管することとなるシステムサービス提供事業者及び当該システムサービスを利用する農業関係者等（生産部会や協議会、普及指導員等を含む）が対象者となりうると考えます。

(問2) 農業者Aが所有するスマート農機等を農業者Bが賃借して利用している場合、ベンダー（メーカー）は農業者A、Bどちらと契約を行うことになりますか。

(答) 農業者Bが農業者Aのスマート農機等を賃借して農業者Bのデータを取得し、システムサービスを利用する場合、そのサービス提供事業者と契約するのは、一般的には農業者Bとなると考えますが、当事者間で同意の上、共同で契約することも可能であると考えます。

(問3) 複数の農業者が1台のスマート農機等を共同で利用している場合、ベンダー（メーカー）は利用する農業者全員とそれぞれ契約を行うことになるのでしょうか。

(答) 1台のスマート農機等で全く同じシステムサービスを利用する場合、当該システムサービス提供事業者との契約は、それぞれで契約を行うことも、まとめて契約を行うことも、当事者間の同意が得られる範囲内で設定することは可能であると考えます。

(問4) 農業者がスマート農機等を複数台利用している場合、農業者とベンダー（メーカー）は機体ごとに契約を行う必要があるのでしょうか、それともまとめて1契約でよいのでしょうか（仮に機体のメーカーが異なれば、農業者はメーカー毎にそれぞれ契約を行う必要があるのでしょうか）。

(答) 一般に、ベンダーやメーカーはそれぞれ独自の契約ひな形を有しており、事業者が異なれば、契約内容も異なるものと認識していますが、当事者間の同意により、1つの契約とすることが可能な場合もあると考えます。

(問5) 集落営農組織がスマート農機等を利用している場合、ベンダー（メーカー）は誰と契約を行うのでしょうか。

(答) 当事者間で取り決めることが可能です。法人格を有しない任意組織の場合は代表者や事務局担当者を決めて、当該代表者又は事務局担当者との契約とすることも可能と認識しています。

6. ガイドラインに関する一般的な質問

(問1) なぜガイドラインに基づき契約を行う必要があるのでしょうか。

(答) ガイドラインはスマート農業の普及に不可欠なデータの利活用を促進するべく、農業者が安心してデータを提供できるよう、ノウハウの流出を防止する契約ひな形となっていると受け止めてもらえるような内容としています。

(問2) 契約することによる具体的なメリットを示して下さい。

(答) データが法的に保護されることは限定的であり、データの保護を契約等により適切に行わなければ、たとえば、データ流出や不正利用に伴って、営業秘密やノウハウが外部に流出するおそれがあります。また、契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータを対象とする契約で定めおくべき事項を本ガイドラインに示してありますので、契約に当たり活用いただくことで、理解不足から生じるトラブル等を回避し、データや成果物等の関係者間の利用権限の範囲の設定を行うことが可能となります。

農業者としては、ガイドラインに従うと、農機メーカー等に提供した農業データが守られるため、安心してデータを提供できるようになるというメリットがあります。

(問3) 契約書のひな形はありませんか。

(答) 契約のひな形はありますが、提供する製品・サービス等ごとに異なる内容（対象となるデータの範囲やデータの利用目的等）は、それぞれ取り決める必要があります。都道府県ごとに設置された知財総合支援窓口（INPIT）が契約の無料相談に応じていますのでお問い合わせください。

(問4) 契約期間はどの程度が想定されていますか。

(答) 契約期間は当事者間で取り決めていただいても構いませんが、例えば、農林水産省の補助事業等を活用する場合は、その補助事業等の契約期間と合致させるという考え方もあります。

(問5) 契約後に、もしデータ流出などが発生した場合はどうなりますか（罰則等がありますか）。

(答) G L の内容に沿った契約であれば、当事者間で取り決めた内容に従って、損害賠償等の対応が行われるものと認識しています。

(問6) 本件に関して質問がある場合の相談先について教えてほしい。

(答) お問い合わせ先は以下の通りです。

【農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインの要件化について】

農林水産省 知的財産課 (電話：03-6738-6442)

【ノウハウ、データ、成果物の利用権限等を扱う契約、その他の知的財産全般に関すること】

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 (INPIT)

知財総合支援窓口(電話：0570-082100(全国共通)) ※

※ 47 都道府県すべてに相談窓口を開設し、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを無料で提供しています。専門性の高い相談には定期的に専門家が対応するほか、相談内容に適した専門家が訪問して支援を実施しています。

(問7) ガイドラインの普及を着実に進めるために、農林水産省の補助事業等における要件化の他にも、農林水産省において行う取組はあるのでしょうか。

(答) ビッグデータ等を活用したスマート農業を進めるため、ガイドラインは、データ利活用の促進とノウハウの保護の調和を図るためのルールを示しており、ガイドラインに沿った契約であれば、農業者は安心してスマート農業事業者等に対し、データを提供できるようになります。

今般の要件化により、農業関係者がガイドラインに準拠した契約を選択したり、ガイドラインとは異なる契約内容については、スマート農業事業者等から説明を受けられ、安心してデータ契約を締結できる環境が整うことが期待されます。

また、スマート農業者の保有する既存の契約ひな形で締結する利用段階とは異なり、研究開発・実証段階では、協力した農業関係者等への対価の支払いも含め、データ契約をイチから作り上げていくことも想定されます。

農業関係者等をサポートするため、スマート農業推進を担当する自治体職員や普及指導員、農業関係団体等が契約の内容取り決めに関与する場合もあり、今後は普及指導員や農業関係団体等を対象としたガイドラインに関する研修会開催を更に充実させ、普及に取り組みたいと考えています。